⑵　各種情報の収集・伝達

各種情報の収集・伝達については、管轄区域内における諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、警察庁と都県警察間、都県警察相互間等の情報の報告・連絡が的確に行われるよう、以下に定める事項について対応する情報の収集・伝達の方法を定めるものとする。

ア　警備体制の確立状況

イ　住民等の反応と避難等の状況

ウ　主要幹線道路等の交通の状況

エ　特異事案の発生状況と今後の見通し

オ　交通対策、警備対策等警察措置の実施状況

カ　関係機関の対策の実施状況

⑶　地震災害警戒本部等との連絡等

ア　都県地震災害警戒本部が設置された場合には、当該都県警察における地震防災応急対策に係る措置の実施状況等について、必要に応じ連絡するものとし、その具体的手段及び方法を定めるものとする。

イ　都県地震災害警戒本部以外の関係機関への情報の伝達は、当該地域における地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、可能な範囲において積極的に行うものとする。

2　住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱の発生を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね以下に定めるところにより積極的に行うものとする。

⑴　情報伝達活動の重点

住民等への情報伝達活動は、以下に掲げる事項を重点として実施するものとする。

ア　東海地震に関する情報の内容等に関する情報

イ　車両運転の自粛と運転者のとるべき措置

ウ　交通の状況と交通規制の実施状況

エ　犯罪予防等のために住民等がとるべき措置

オ　その他混乱防止のために必要な情報

⑵　情報伝達活動の実施方法

住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関との連絡を密にして、おおむね以下の方法により反復して行うものとする。

ア　交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用

イ　ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の掲出

ウ　地域の各種施設等との間で構築しているファックスネットワークの活用

エ　新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアに対する積極的協力要請

オ　防犯協会等自主防犯組織との連携

3　社会秩序の維持

警戒宣言に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、おおむね以下に定めるところにより社会秩序の維持に当たるものとする。

⑴　避難に伴う混乱等の防止

避難に伴う混乱等の防止に関しては、避難が的確に行われるよう関係機関等と密接な連携を図り、混乱防止のための具体的方策について、あらかじめ検討するものとする。

この場合において、住民等の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、平素から住民等に対し積極的な広報等を行うものとする。

⑵　不法事案等の予防及び取締り

不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民等の不安を軽減し混乱の発生を防止するため、悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等のい集地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行うものとする。

⑶　避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒

避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒活動の実施に当たっては、警戒従事員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携等に配意して効率的な活動の実施に努めるものとする。

この場合において、警戒対象の特性に応じ、関係機関等との協力に基づく的確な対応が実施されるよう、事前に必要な措置を講じるものとする。

⑷　住民等による地域安全活動

ア　地域安全活動については、特に地域住民の積極的な協力が必要であるので、平素から関係機関との密接な連携により自主防犯組織の育成強化を図り、警戒宣言が発せられた場合においては、当該組織が効果的に活動できるようその支援に努めるものとする。

イ　会社、事業所等については、平素から管理者との連携を図り、警戒宣言が発せられた場合においては、施設管理者、従業員、警備員等による自主防犯活動が積極的に行われるように努めるものとする。

4　交通対策

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保するため、以下のとおり実施するものとする。

⑴　交通規制

ア　広域的な交通対策の観点から次の事項を基本として、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、交通規制を実施するものとする。

㈠　強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

㈡　強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

㈢　強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

㈣　避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

㈤　高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

イ　交通規制計画の策定に当たっては、以下に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する府県警察等の交通規制計画と整合性のとれた規制計画を定めるものとする。

㈠　警察庁が指定する広域交通規制対象道路

㈡　緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路

㈢　高速道路（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）

㈣　広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

㈤　津波の来襲、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

㈥　石油コンビナート等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

㈦　その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

ウ　交通管制センター、信号機等交通管制施設については、警戒宣言が発せられた場合における運用計画は別に定めるものとする。